造林関係補助金不適正受給事案に関し、大北森林組合に 対する損害賠償請求を行いました。

平成29年9月12日に公表した「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る 損害賠償請求についての対応方針」に基づき、以下のとおり損害賠償請求を行い ました。

1 請求相手

大北森林組合

2 請求内容

請求内容	時効の相違分※1	加算金相当分※2	計
請求額	61, 015, 800 円	6, 471, 248 円	67, 487, 048 円

- ※1 「時効の相違分」とは「国と県との時効の対象範囲の相違により補助金返還請求ができない国庫 補助金相当額」
 - 2 「加算金相当分」とは「補助金適正化法第19条第1項に基づく国からの加算金相当額」
 - 3 請求内容の考え方については、「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」のとおり
 - 4 上記の請求額に加え、国庫補助金返還等の日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めています。
- 3 請求日 平成 30 年 6 月 11 日
- 4 請求方法 損害賠償請求通知及び納付書を職員が手交

林務部森林政策課

(課長) 福田雄一 (担当) 中村嘉光

電 話 026-235-7261 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3214

F A X 026-234-0330

E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp

林務部森林づくり推進課

(課長) 高橋明彦 (担当) 松尾一穂、山城政利

電 話 026-235-7270 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3255

F A X 026-234-0330

E-mail shinrin@pref.nagano.lg.jp